

税務かわら版

Vol. 5 平成18年秋号



税理士 村野憲一事務所
〒104-0061
東京都中央区銀座1-22-12
藤和銀座一丁目ビル8階
TEL 03-3561-3824
担当 長須賀

秋の気配が感じられるようになりました。貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回のトピック 「子育てのための経済的支援策」

一時的な出生数の増加や皇室の慶事があるものの、わが国の少子化は急速に進んでいます。その原因の一つとして、子を産み育てることの経済的負担が大きいことが挙げられます。わが国の経済的支援策は他先進国に比べまだ十分なものとは言い難い状況ですが、下記の議論がなされたり、少額ではありますが補助が拡大したりと、改善が見られます。これらの現状についてご案内致します。

税制面の支援策

現状では所得税の扶養控除制度のみです。これは被扶養者1人当たり38万円（住民税は33万円）を所得から差し引く制度（被扶養者が高校・大学の年齢の間は63万円）です。この制度の問題点として次の2点が挙げられています。

1. 所得の多い者ほど減税効果が高いとされる所得控除制度であり、比較的低所得層である子育て世代の支援策としては下記の税額控除の方が優れている。
2. 被扶養者の年齢は問われず適用されるため、純粋な子育て支援策とはいえない。

政府税制調査会等で新たな子育て税制として複数の案が検討されていますが、被扶養者1人当たり一定額（例えば10万円）を所得税額から差し引く税額控除案が有力となっています（決定はされていません）。この制度は、下記の児童手当と実質的な効果が同じであり、財源の有効活用のため、両者の調整が必要となります。

その他の支援策

社会保険面での支援策が主なものですが、ほぼ誰でも共通に受けられる制度と職域保険である厚生年金・健康・雇用保険被保険者が受けられる制度に大別されます。詳細は所轄機関等にお問合せ下さい。

支援策	内容	対象者
出産育児一時金	1児につき35万円支給（18年10月から5万円増額されました）	社会保険の被保険者または被扶養者である配偶者
乳幼児医療費の助成	子にかかった医療費の自己負担額免除（自治体によって異なります）	健康保険、国民健康保険の被保険者である子
出産手当金	休業前賃金の約6割支給	産休中無給の健康保険被保険者
育児休業基本給付金	育児休業中、休業前賃金の3割支給	雇用保険被保険者
育児休業者職場復帰給付金	休業前賃金の1割が上記給付金支給月数分支給	職場復帰6ヶ月以上勤務の雇用保険被保険者
特定不妊治療費の助成	1年につき10万円、通算5年支給	不妊と診断された夫婦（所得制限あり）
児童手当	第1子は月5千円支給、小学校6年生まで	各自治体の住民（所得制限あり）